

2014年02月19日

2月14日からの大雪により被害を受けられたご契約者様へ

このたび被害を受けられました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、2月14日からの大雪により災害救助法が適用された下記の地域にお住まいのご契約者様に、保険料払込猶予期間の延長(※)をさせていただきます。

ご希望のご契約者様は、弊社お客様サービスセンターまでご連絡ください。

【法適用日】

平成26年2月15日、平成26年2月17日、平成26年2月18日

【適用市町村】

長野県：茅野市、北佐久郡軽井沢町、諏訪郡富士見町、北佐久郡御代田町

山梨県：甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、笛吹市、上野原市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、

南都留郡忍野村、南都留郡山中湖村、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村、

北杜市、甲州市、南都留郡西桂町

群馬県：安中市、藤岡市、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町、沼田市

埼玉県：秩父市、飯能市、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀬町、秩父郡小鹿野町、児玉郡神川町

※ 保険料払込猶予期間の延長

約款等に定めのある保険料払込猶予期間および保険料の不払による解除の規定については適用せず、保険料払込猶予期間を延長いたします。

お客様サービスセンター

0120-431-909 受付時間：9:00-18:00(土日祝日は資料請求受付専用)